

伊予市公告第19号

一般競争入札（条件付き一般競争入札）を次のとおり行うので、伊予市財務会計規則（平成17年伊予市規則第48号）第244条の規定に基づき公告する。

令和6年4月23日

伊予市長 武智邦典

1 入札に付する事項

- (1) 件名
電子カルテシステム（賃貸借）
- (2) 納入場所
別添仕様書のとおり
- (3) 調達物品の規格、品質、性能等
別添仕様書のとおり
- (4) 物品調達の条件等
別添仕様書のとおり
- (5) 賃貸借期間
令和6年7月1日から令和11年6月30日まで

2 入札に参加する者に必要な資格等

- ア 物品関係入札参加者として、伊予市競争入札参加者資格審査等に関する要綱（平成24年伊予市告示第130号。以下「審査要綱」という。）第3条の規定する有資格者名簿（物品＞賃貸借）に登録がされている者、又は、国若しくは愛媛県に同様の登録がされている者。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更生計画認可、又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- エ 公告の日から開札の日までの期間に、伊予市建設工事等指名停止及び指名回避措置要綱（平成17年伊予市訓令第79号）または伊予市建設工事低価格入札者排除措置要綱（平成22年伊予市訓令第20号）に基づいて市長が行う指名停止及び指名回避または排除措置の期間中にない者であること。
- オ 伊予市暴力団排除条例（平成23年伊予市条例第30号）第2条第1号から第3号の規定に該当しない者であること。

3 入札参加の申込方法

- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札公告に示す期間内に、条件付き一般競争入札参加申請書（別紙1。以下「申請書」という。）を市長に提出すること。また、以下の書類を添付すること。
 - (ア) 有資格者名簿への登録について、国又は愛媛県への登録者で申請をする者は、そのことが確認できる書類（入札参加資格審査結果通知書等）
- イ 入札公告に示す入札参加申込期限以降は、原則として申請書の提出は認めない。

ウ 有資格者名簿への登録について、国又は愛媛県への登録者で申請をする者の入札参加資格の有無については、令和6年5月13日（月）までに一般競争入札参加資格確認通知書を発送（郵送）することにより通知する。

4 入札参加申請書の受付及び設計図書等の閲覧等に関する事項

(1) 入札参加申請書の受付等

ア 受付期間

令和6年4月23日（火）から5月10日（金）までの執務時間中

イ 受付場所

伊予市総務部財政課（監理担当）

〒799-3193

伊予市米湊820番地

電話番号（089）909-6384

※持参又は郵送で提出すること。郵送で提出する場合は、事前にその旨を財政課監理担当に伝えること。電送による書面は受け付けない。

(2) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

令和6年4月23日（火）から5月9日（木）まで

イ 交付場所

伊予市ホームページに掲載する。

ウ 設計書、図面及び仕様書、入札参加に必要な様式等については、令和6年4月23日（火）から伊予市ホームページに掲載する。

エ 設計書等について質問がある場合は、質疑応答書（別紙2）を次により提出すること。

(ア) 提出期間

令和6年4月23日（火）から5月7日（火）までの執務時間中

(イ) 提出場所

(1) イに掲げる場所

※電子メールで提出する場合は、財政課監理担当に送信先を確認すること。

オ エの質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

(ア) 閲覧期間

令和6年4月23日（火）から5月16日（木）まで

(イ) 閲覧場所

(1) 伊予市ホームページに掲載する。

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札及び開札の日時

令和6年5月17日（金） 午後1時30分

(2) 入札及び開札の場所

伊予市米湊820番地

伊予市役所 4階 大会議室

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

7 入札方法

(1) 入札書の提出方法

持参又は郵送で提出すること。

郵送による場合は、別添「郵送による入札について」による。

(2) 入札方法

ア 入札執行回数は2回とする。2回で落札しない場合は、2回を限度として見積に移行する場合もあるので準備しておくこと。

イ 入札金額は、次のとおりとする。

電子カルテシステム賃貸借料（税抜）×1/60月

※賃借料単価の算定上、小数点以下に端数が生じる場合はこれを切り捨てる。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効に関する事項

入札参加資格を有しない者及び入札参加申請において虚偽の申請を行った者の提出した入札書並びに入札心得及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

9 入札参加資格確認審査および落札者の決定に関する事項

(1) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。

(2) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明及び不服申立

ア 入札参加資格が認められなかった者は、市長に対してその理由の説明を求めることができる。

イ アの説明を求める場合には、その旨を記載した書面を、入札参加資格を認めない理由の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内の執務時間中に、4(1)イに掲げる場所に持参して提出すること。郵送又は電送による書面は、受け付けない。

ウ イの書面を提出した者に対する回答は、申立てを受けた日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。ただし、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

エ ウによる入札参加資格を認めない理由の通知を受けた者は、伊予市建設工事等不服申立処理要綱（平成26年伊予市告示第26号）の規定により、理由を通知した日の翌日から起算して7日以内に、市長に対して不服の申立てができる。

10 その他

(1) 契約書作成の要否

要

※免税事業者の場合には、落札決定後、落札者は直ちに「免税事業者届出書」を提出すること。

(2) 契約の成立

落札者の決定後、契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

- (3) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
伊予市総務部財政課（監理担当）
〒799-3193
伊予市米湊820番地
電話番号 （089）909-6384
- (4) その他
詳細は、入札説明書による。